

北海道気候変動適応計画

令和2年 3月

北 海 道





は	じめ	かに	1
第	1 章	を計画策定の背景、趣旨等	2
	1	気候変動の影響への「適応」とは	2
	2	気候変動に関する国内外の動き	3
	3	計画策定の趣旨、位置付け等	6
第	2 章	を 本道の地域特性	9
	1	地理的特性	9
	2	経済・産業的特性	9
	3	社会的特性	11
第	3 章	気候の長期変化と将来見通し	12
	1	気候の長期変化	12
	2	気候変化の将来見通し	16
第	4 章	気候変動による影響	19
	1	国による影響評価結果	19
	2	本道において予測される影響等	21
第	5 章	・ 適応に関する既存施策等	28
第	6 章	章 影響評価の考え方	32
第	7 章	置 適応の推進方策	38
	1	適応の取組の推進に関する基本方向	38
	2	各主体の役割	40
	3	計画の進捗管理	41

はじめに

平成 28 (2016) 年 8 月、相次いで上陸・接近した台風は、北海道に記録的な大雨をもたらし、道民の日常生活や農業などの地域の基幹産業、道路・交通・水道などの社会基盤に大きな被害が発生しました。

平成 30 (2018) 年7月には、梅雨前線の停滞などにより道内各地で大雨となり、再び道 民生活や産業などに大きな被害が発生したほか、令和元 (2019) 年5月には、佐呂間町で最 高気温が 39.5 度に達し、北海道の観測史上初めてとなる 39 度台が観測されています。

全国的にみても、各地で猛暑日や記録的な集中豪雨などが頻発しており、熱中症など健康 面での悪影響や土砂崩れ・河川氾濫による社会・経済活動への被害、野生動物の生息域の変 化などが懸念されています。

こうした気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」 だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対しての「適応」を進 めることが重要です。

平成 26 (2014) 年 11 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書では、「温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムに長期にわたる変化をもたらし、これにより人々に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を及ぼす」ことなどが示され、気候変動による影響を抑制するため、「緩和」と「適応」を併せて実施する重要性を指摘しています。

また、国においては、適応策の実効性を高め、多様な関係者の連携・協働により取組を進めるため、平成30(2018)年6月に「気候変動適応法」を公布し、同年12月に施行したほか、同年11月に同法の規定に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

道においては、こうした気候変動に対処する国内外での動きを踏まえ、平成 30 (2018) 年9月に、「適応」の取組の基本的な考え方を示す「北海道における気候変動の影響への適応方針」を策定したところですが、本道の地域特性や社会情勢の変化などに応じて、「適応」に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、この度、「北海道気候変動適応計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、道の関係部局が連携のもと、道民や事業者等のご協力をいただきながら、気候変動の影響への「適応」に取り組んでいくこととします。